

令和6年度第2回
大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和6年9月20日（金）

○司会 ただいまから令和6年度 第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課の山口でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会の開催におきましては、WEBと併用する形で開催させていただきます。

また、事務局側も一部WEB参加をしておりますことを、ご了承いただきますようお願いいたします。

委員の皆様のご紹介でございますが、本年度2回目の開催ということであり、お手元の委員名簿、座席表により代えさせていただきます

なお、氏家委員、岡田委員、熊崎委員、弘川委員におかれましては、ご都合により欠席されております。

会議開催にあたりまして、本日Webでご参加されております委員の皆様につきましては、マイク機能は必ずミュートにさせていただきますようお願いします。

発言される際は、画面上の手のひらマークを押していただくか、画面に向かって挙手していただき、委員長からの指名がございますまでは、マイクの機能をミュートにしてお待ちください。

発言される際は、マイクのミュートを解除していただき発言をお願いいたします。

また、会場のみなさまにおかれましては、ご発言の際、WEB参加の方が聞き取りやすいよう、マイクを口元に近づけてお話しいただきますよう、ご協力のほどようお願いいたします。

なお、事務局職員につきましても、時間の関係上、紹介を省略させていただきます

それでは、会議の開会にあたりまして、認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中よりご挨拶申し上げます。

○事務局 福祉局 認知症施策・地域包括ケア推進担当部長の田中でございます。

本日はご多用のところ令和6年度 第2回地域包括支援センター運営協議会にご出席を賜りまことにありがとうございます。本協議会の開催にあたりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

あらためまして委員のみなさまにおかれましては、平素より本市の高齢者保健福祉施策の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、包括を設置した平成18年当初より自己評価を開始し、委員の皆様にご審議をいただきながら、客観的評価の導入、評価の公表など、着実に評価の充実を進め、地域包括支援センターの質の向上に積極的に取り組んでまいりました。

本日の協議会では、地域包括支援センター及び総合相談窓口（ブランチ）の令和５年度実施事業に対する評価につきましてご審議いただき、前年度実施事業の評価結果の確定をしていただくとともに、同じ包括的支援事業でもある在宅医療介護連携推進事業や生活支援体制整備事業の令和５年度取組み状況についてもご報告申し上げます。

本日は限られた時間ですが、委員のみなさまには、地域包括支援センターの適切な運営、包括的支援事業の充実に向けまして、委員の皆様の活発なご議論をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それでは、ここで、皆様のお手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

はじめに、本日の会議次第、本協議会の設置要綱、委員名簿、座席表でございます。

以降、右肩の資料番号をご確認ください。資料番号のみ読み上げさせていただきます。

「議題１－資料①」、「議題１－資料②」、「議題１－資料③」、「議題１－資料④」、「議題１－資料⑤」、「議題１－資料⑥」、「参考資料①」、「参考資料②」、「参考資料③」、「議題２－資料①」、ここまですが議題にかかる資料となります。

続きまして、「報告１－資料①」、「報告２－資料①」、「報告３－資料①」

資料につきましては以上でございますが、すべて揃っておりますでしょうか。

ありがとうございます。

本日の運営協議会の開催につきましては、半数以上の委員のご出席をいただいておりますことから、有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に移りますが、当運営協議会につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、公開を原則としているところ、議事内容により、会議を公開することで率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等においては、会議を公開しないことができることとされております。

ここで、本日の運営協議会の議題の取扱いについて、お諮りさせていただきます。

議題１・２、報告１につきましては、地域包括支援センターの評価に関するものであり、「公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、非公開とさせていただきたいと考えております。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○司会 ありがとうございます。それでは、「議題１」、「議題２」、「報告１」は非公開となりますことから、議事の内容及び資料の取扱いにつきまして、ご留意くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、公開となる部分につきましては、ご発言いただきました委員のお名前を含めまして、議事要旨とともに議事録を作成し、本市ホームページにおいて公開することになりますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の会議の進行を、白澤委員長にお願いしてまいりたいと存じます。
白澤委員長、よろしくお願いいたします。

○白澤委員長 あらためまして、皆さんこんにちは。本日は2回目ということで、評価部会で随分ご議論いただいた、評価についてご議論いただくということになります。

どうかよろしくお願いいたします。

では座って進めさせていただきます。今日は、傍聴者がいないということでよろしいでしょうか？

ということで議題の方に入らせていただきます。

「議題1 令和5年度実施事業地域包括支援センター等の強化について」事務局からご説明をお願いいたします。

《非公開》

○白澤委員長 続きまして、「在宅医療・介護連携推進事業取組状況について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局 健康局保健医療企画担当課長の松川と申します。

私の方から「大阪市在宅医療・介護連携推進事業の取組状況について」、先日9月6日に開催いたしました大阪市在宅医療推進会議の資料により、ご説明させていただきたいと存じます。

報告2の資料1の方をご覧ください。

着座にて失礼いたします。

スライドの1をご覧ください。

大阪市在宅医療・介護連携推進事業の取り組み体制についてご説明いたします。

本事業につきましては、左側に記載の通り「ア 地域の医療・介護の資源の把握」、「イ 課題の抽出と対応策の検討」、「カ 医療介護関係者の研修」、「キ 地域住民への普及啓発」につきましては、区役所を中心に事業を実施いたしまして、右側にあります「ウ 切目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」、「エ 医療・介護関係者の情報共有の支援」、「オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援」の専門性の高い取り組み内容につきましては、地区医師会等に設置しております、相談支援室にて実施し、広域連

携や他の地域支援事業との連携につきましては、健康局を中心に検討しており、区役所、相談支援室、健康局の3社が連携をしながら事業を進めております。

スライドの2以降は区役所の取り組みについてでございます。

まず、スライドの3をご覧ください。

「(ア)の地域の医療・介護の資源の把握」について、資源の把握を進めるにあたり、必要と考えられる5項目につきまして確認し、取り組み状況を把握しております。グラフをご覧ください。

1. 地域で把握可能な既存情報の整理、4. 地域の医療・介護関係者との医療・介護資源の情報共有・活用は20区以上、2の在宅医療・介護の必要量や資源量の現状把握、3. 医療・介護資源の情報について更新についても多くの区において実施できており、右端に記載の通り、令和4年度と比べて取り組みが進んでおります。

スライドの4をご覧ください。

「(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」について、課題の抽出・対応策の検討、また、本事業の進捗を確認するため、各区において推進会議を開催し、検討いただいておりますので、開催回数で取り組み状況を把握しております。

グラフをご覧ください。

本事業の進捗や課題につきまして各区の推進会議で協議した回数は円グラフの通りとなっており、令和4年度に比べますと開催できている区が23区と増加しております。

なお、1区昨年度開催できていなかった区におきましては、今年度すでに開催しているとの報告を受けております。

スライドの5をごらんください。

推進会議において検討した内容は、2. 在宅医療・介護連携の取り組みの現状、6. 医療・介護の関係者やその連携担当者の顔の見える関係づくり、7. 地域住民の普及啓発が23区と最も多く、ついで5. 医療介護のネットワークづくりとなっており、令和4年度に比べ取り組みも進んでおります。

スライドの6をご覧ください。

「(カ)医療・介護関係者の研修」につきましては、22区において開催され、開催したすべての区におきまして、多職種が一堂に会しての研修が実施されたほか、医療や介護、特定の専門職に向けた研修も実施されております。

スライドの7をご覧ください。

「(キ)地域住民への普及啓発」の実施状況につきましては、すべての区におきまして、地域のどの対象者にどのような方法で普及啓発するかを検討し、実施しております。

また、令和5年度より取り組み強化しております、看取りやACPにつきましても、すべての区において年度内に実施されております。

スライドの8以降は相談支援室の取り組み状況についてご報告させていただきます。

スライドの9をご覧ください。

「（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」について、3. 在宅療養中の患者・利用者に対する、訪問診療・往診を提供する医療機関と訪問看護ステーションとの連携体制の構築に向けた取り組みが19区と最も多くなっており、次いで2の在宅療養中の患者・利用者に対する、急変時診療医療機関を確保する取り組みとなっております。

スライドの10をご覧ください。

「（エ）医療・介護関係者の情報共有の支援」は、1. 医療・介護関係者間で共有すべき情報や情報共有のニーズ、共有方法についての検討、2. 現在使用されている情報共有ツールやその活用状況の確認について多くの区で実施できており、いずれも令和4年度に比べましてすべての項目で取り組みが進んでおります。

スライド11をご覧ください。

「（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援」について個別ケースの相談は1,706件でした。

相談者の内訳としましては、順に介護支援専門員、地域包括支援センター・ブランチ、病院の地域医療連携室からの相談が多くありました。

相談件数が年々減少している理由としましては、相談支援室を介さなくても、地域の医療・介護関係者の顔の見える関係が構築されてきていることや、ケースの課題が複雑化し、ケースの対応にかかる時間が必要となっているのではないかと考えております。

スライド12をご覧ください。

個別ケースの相談内容の内訳は、医療に関する相談が最も多く、次いで介護に関する相談でした。

その他の相談内容は一部ではございますが、難病や障がい児者支援、ICTツールに関することなどでございました。

スライド13をご覧ください。

医療に関する相談の内訳は、順に訪問診療ができる医療機関に関すること、診療所・医師に関すること、病院に関することでした。

介護に関する相談の内訳は、順に介護の手続きに関すること、ケアマネに関すること、介護事業所等に関することでした。

会議・研修会等への参加状況は2,505件で、関係機関との会議研修会への参加が最も多くなっております。

区によってばらつきはあるものの、地域において在宅医療介護連携支援コーディネーターの関係機関との橋渡し役との認知が進み、各種会議への参加が増加していると考えられます。

報告は以上になります。

○白澤委員長 はい、どうもありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

それでは最後の報告ですが。

「令和5年度生活支援体制整備事業の取組み状況について」説明をお願いします。

○事務局 報告3として令和5年度の生活支援体制整備事業の取組についてご報告させていただきます。

資料は、「報告3－資料①」をご覧ください。

まず1ページ目にお付けしております資料につきましては、地域包括ケアシステムについての説明ですが、詳細は割愛させていただきます。

続きまして2ページ目をご覧ください。生活支援体制整備事業についてですが、高齢者が在宅生活を継続するために必要な支援などを行い、多様な事業主体による多様な支援体制を構築することが必要とされております。そのため、本市では24区の社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置しております。

一番下の「生活支援コーディネーターの主な役割」にありますように、地域の様々な関係者と協議体やワーキングを開催することで、地域資源の把握、地域課題の分析を行い、地域に必要な生活支援・介護予防サービスの充実を進めているところでございます。

また、その中で高齢者も参加され、役割を担うような社会参加も併せて進めることとしております。

続きまして、3ページをご覧ください。第1層・第2層のコーディネーターの役割について、イメージ図を示しております。

第2層のコーディネーターは、地域資源やニーズの把握、関係者のネットワーク化や地域資源の開発を行っており、第1層のコーディネーターはその後方支援を行うとともに、広域での実施が効果的なものへの対応やとりまとめ、区域での調整・展開等を担っております。

次に令和5年度の活動実績ですが、4ページをご覧ください。

この資料は、令和5年度の生活支援体制整備事業における地域資源・サービスの創出状況等をまとめたもので、通いの場などの新規立ち上げと拡充、また継続的な支援の件数を合わせて、開発数として計上しております。

「(1) 地域資源・サービスの開発等の状況」の介護予防の取組みは、趣味や運動、学習、交流といった介護予防に資する取組みの場を、また、生活支援サービスは、買い物支援や家事、外出などの生活支援活動などを計上しております。

「(2) 担い手養成講座・ワークショップ等開催状況」の項目には同じく介護予防関係と生活支援関係に分けて計上しております。

下段には、第1層コーディネーターと第2層コーディネーターが開催する協議体、ワーキングについてそれぞれの開催状況を計上しております。

サービスの創出数というものは結果であって、そこに至る過程で、地域ニーズや既存の地域資源、地域課題などを踏まえて、協議体等を通じた地域の関係者の方々と議論を重ねることが重要であると考えております。

生活支援コーディネーターによる地域づくりの活動は、個別の支援ニーズに対応するだけでなく、区レベルで地域課題の整理や課題解決に向けた検討を行う区地域ケア推進会議ともしっかりと連携する必要があります。

そのため、生活支援コーディネーターが地域ケア会議や地域ケア推進会議等にも積極的に参画するなど、連携した取組みを推進できるよう支援しているところです。

「（４）地域ケア会議への参画状況」では、第１層及び第２層コーディネーターが、ただいま説明しました圏域における地域ケア会議等に参加した回数を計上しております。

各圏域において連携した取組みが行われている状況ではありますが、地域づくりの活動をより活発に行っていただくためにも、引き続き、24区すべての生活支援コーディネーターが地域ケア推進会議に参画いただけるよう支援してまいります。

「（５）研修等の状況」は市社会福祉協議会の協力も得ながら、生活支援コーディネーターのスキルアップのため、各種研修に参加いただいている状況です。

４ページから１０ページの資料は、生活支援コーディネーターの実際の主な活動内容をまとめたものになります。

特徴といたしましては、事業の開始当初は、身近な地域での交流の場づくりが中心でしたが、徐々に立ち上げに期間を必要とする生活支援の活動が進み、買い物困難者のための移動販売などをはじめとする、企業との連携も積極的に行われており、地域の声や要請等に応じた助け合い活動が大きく増えてまいりました。

また、交流の場についても、女性が中心となりやすいところ、男性が気兼ねなく参加できる場の開拓や、高齢者のみならず多世代の交流も見受けられます。

また、例えば、コロナ禍で活動が休止や縮小してしまった活動などへの支援や通いの場の開催継続について、主な活動者がいなくなった際に、それぞれの役割分担を提案し、地域住民とともに通いの場が継続したものとなるよう支援をしているような活動もあります。

時間の都合上すべてを紹介することはできませんが、各区ともさまざまな取組みや活動を行っておられますので、ひとつお確認いただきますようお願いいたします。

資料 11 ページからは通いの場の状況を報告させていただきます。

令和４年度のものになりますが、全国の通いの場の参加率は 6.2 パーセントとなっておりますが、本市は 12.7 パーセントと大きく上回っています。参考に令和５年度の速報値を掲載しておりますが、（令和４年度と比べて）通いの場の箇所数は減少しているものの、参加者数は増加している状況となっております。

下段は男性と女性の参加率ですが、こちらは全国とおおむね男女比は変わらず、女性の参加者の割合が 8 割程度となっております。

13 ページは、令和 4 年度の展開内容としまして、①から②の（１）から（３）の内容について取り組んだ内容を記載させていただいております。

まず、「①活動内容の周知」ですが、本市の生活支援体制整備事業のホームページに各区社会福祉協議会のホームページに掲載されている通いの場や生活支援活動へのアクセスが可能となるよう整備を行いました。

また、国が運営する「介護サービス情報公表システム」への、本市の通いの場の登録に向けて、地域資源の把握や掲載確認などの準備を進めています。

続いて②（１）は、コロナ後で活動登録者数が減少していた介護予防ポイント事業の担当者と、情報連携や登録時研修の周知を行うことにより、登録者数の増加に向けた支援を行いました。

②（２）につきましては、認知症のちーむオレンジサポーターへの支援を行い、ちーむオレンジサポーターの登録チーム数の増加に向け支援を行いました。

③（３）につきましては、住民主体の通いの場への参加者拡大などに向け、試行的に実施する e スポーツ講座の開催支援を行い、令和 5 年度は 8 区で実施し、区によっては、講座開催後も定期的な活動につながっています。

14 ページには、厚生労働省の「健康寿命をのばそう！ AWARD」へ応募された内容を参考に掲載しております。

令和 5 年度につきましては、淀川区社会協議会からコロナ禍で気軽にできる活動としてタオル体操に取り組んだ内容を応募していただいております。

惜しくも受賞には至りませんでしたが、応募する際の過程で、活動参加者を巻き込んで資料作成をすることで、参加者が活動の意義や目的について改めて確認することとなり、参加者自身のモチベーション等の向上につながると考えています。

地域の関係者等との連携などを通じた活動により、通いの場の広がりなどをはじめ、圏域内での取り組みも大きく進んでいる状況です。生活支援コーディネーターの活動は多岐にわたっておりますが、今後も地域からのニーズに合わせた活動が円滑に行われるよう、本市としましても必要な支援を行っていきます。

以上、報告 3 の説明を終わります。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

令和 5 年度の生活支援体制整備事業の取り組み状況について、この評価を見ると参加率で評価できる部分があると思いますが、何か皆さんからご指摘、ご意見ございませんでしょうか。

大阪市社会福祉協議会常務理事として何かありましたら、市社会福祉協議会が受諾されているものですが。

○吉村委員 市社会福祉協議会の吉村です。この事業につきましては、おおむね順調に推移していると見ております。

体制確保について苦戦はしているのですが、なんとか確保できているといった状況で、第2層の協議体についても、現在、運営が適切に行われているといったところで、成果については今説明がございましたけれども目標を達成しているといったところでございます。

ただ、今、福祉局と議論させていただいているのは、目標の立て方についてでございます。

これまでの目標というのは、地域支援サービスの新規立ち上げを、各区10件行うというといったことと、継続支援については1圏域につき3件といったことを目標にしてやってきているのですが、区によってももとの資源のベースもちょっと違いますし、各区一律10件を毎年毎年、新規で立ち上げていくというのは、徐々に難しくなっているような状況もあるので、各区の特性に応じた目標設定というのがいるのかなといったこととか、もう少し参加者の率をあげていくことに重点を置くとか、あるいは区の特性課題に応じたような活動を促進させるとか、区の特性課題に応じた目標設定にしていくべきかなと考えておりまして、そうしたことで、今、福祉局の方と議論させていただいているところです。

今後、それぞれの区の特性に合わせたような取組みを推進していきたいと考えているところです。

以上です。

○白澤委員長 どうもありがとうございました。

他にご質問やご意見ございませんでしょうか。

○新田委員 今、吉村委員からあったように、生活支援体制整備事業っていうのは、色々なことを非常に頑張っているなというのを実感しています。

ただ、一方、前から非常に懸念しているのは24区各区で地域福祉計画を実行しているはずなのですが、各区が生活支援体制整備事業を頑張っているからこそ、各区の地域福祉計画がこれ（生活支援体制整備事業）に全面的におんぶしていないかなと危惧しています。

（生活支援体制整備事業は）介護保険事業からの財源であくまで高齢者が対象ですよ。

地域福祉計画というのは、子供から高齢者までの全住民を対象として各区で、市の計画に基づいて、各区の中で地域福祉計画を進めているのだと思いますが、頑張っているがためにこれ（生活支援体制整備事業）をやっているから各区地域福祉計画を進めていますよということになってないかなと危惧をしています。

地域福祉計画の対象とこれ（生活支援体制整備事業の対象）というのは高齢者が重なる部分がありますが、そこを地域包括支援センターの担当課と地域福祉課で協議をして、誰が対象なのかを分かるように整理をして、各区であるとか各区社会福祉協議会に下ろしていただきたいなということをお願いしておきたいなと思う。

○白澤委員長 どうもありがとうございます。

なかなか難しい問題だと思うのですが、ある意味では、地域包括ケアシステムから地域共生社会と言われていて、すべての対象というのが変わりつつある。

しかし、財源の問題であるとか、全体のカバーをしていくとすれば、地域福祉計画では人員の問題もあると。

ある意味では、社会福祉協議会が行うというよりも、包括と社会福祉協議会が一体的になって、作られてきた生活支援コーディネーターなので、そこうまく調整していくのが良いと思います。僕は地域に積極的に入り込んでいるのはいいと思うのですが、ただ、そこら辺を全体としてどうしていくのかというアウトラインみたいなものは大事だと思うので、どのような役割分担をしながら、お互いが協力して展開していくのかを検討していただければと思います。

これは地域福祉課との対応になりますが、その一環を生活支援コーディネーターが担っているのも事実だと思います。

よろしくお願いします。

ほかにございませんでしょうか？

まあ、そういう意味では、社会福祉協議会の活動全体の中での整理にもなるのかなと思いますので、よろしくお願いします。この報告につきまして、他にいかがでしょう。

無ければ報告を終わらせていただきたいと思います。

他に事務局から何か報告いただくことはございませんでしょうか。

無ければ事務局の方に返したいと思います。

○司会 ありがとうございます。

認知症施策担当課長の永石より、1点ご報告がございますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 お世話になります。

認知症施策担当課長の永石と申します。

今月9月は認知症月間ということで、この間、認知症の啓発活動に取り組んでいるところですが、明日9月21日は認知症の日ということで、大阪城天守閣がオレンジ色にライトアップされる予定です。

また、皆様にもご案内させていただいたかと思いますが、9月18日から本日の16時30分まで1階の中央玄関ロビーにおきましても、パネル展等行っておりますので、是非お立ち寄りいただけたらと思います。

先ほど既にご覧いただいた方におきましては、認知症に関する普及啓発にご理解いただきまして、本当にありがとうございます。

今後ともよろしくお願いいたします。

○司会 事務局からは以上となります。

白澤委員長、ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、令和6年度第2回大阪市地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。